

I 補助金について

奨学金を利用して幼稚園教諭の資格を取得し、市内幼稚園に勤務しながら奨学金を返済する幼稚園教諭に対し、奨学金の返済に係る費用を補助します。

II 補助対象と補助限度額

1 対象者(①～④すべてに該当する者)

- ① 返済開始月から60月以内の者
- ② 奨学金を利用して幼稚園教諭の資格を取得し、当該奨学金を自ら返済していること
- ③ 市内幼稚園に常勤幼稚園教諭として勤務していること
- ④ 奨学金を対象とした他の制度による補助金の交付を受けていないこと

2 補助対象経費

奨学金の返済費用のうち、当該年度中に補助対象者本人が返済した額とする。
※遅延利息、振込手数料は除く

3 補助金額

補助対象経費の実支出額(1,000円未満の端数は切り捨て)とする。ただし、1年につき18万円(月額上限1.5万円)を限度とする。

4 補助対象期間

「1 対象者」に掲げるすべての要件を満たした日の属する月から60月を上限とする。
※月の途中(初日)に要件を満たさなくなった場合は、その月の前月までを対象とする。

III 対象となる奨学金

- ア 日本学生支援機構(第一種・第二種)
- イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ウ あしなが育英会奨学金
- エ 交通遺児育英会奨学金
- オ 生活福祉資金貸付金制度における教育支援資金(教育支援費及び就学支度費)
- カ 上記以外の奨学金で、上記に準ずると認められるもの

IV 補助金交付時期

- 1 回目:10月下旬予定(4月～9月分)
- 2 回目:4月下旬予定(10月～翌年3月分)

※半期ごとの申請が必要です。

一括払いの場合、年度の支払いは一度きり(年額上限18万円)となります。

※交付時期に関しては、流動的になります。

V 申請の流れ



申請書の提出（前期分と後期分の2回要申請）

下記書類を揃え、交付申請手続きをお願いします。

【提出書類】

- 松戸市私立幼稚園教諭奨学金返済支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類
- 幼稚園教諭免許状の写し



交付決定通知書の送付

申請を受けて、交付決定通知を送付いたします。



実績報告および請求書の提出（前期分と後期分の2回提出）

毎年10月頃(1回目)、3月頃(2回目)に下記書類を揃え、実績報告をお願いします。

【提出書類】

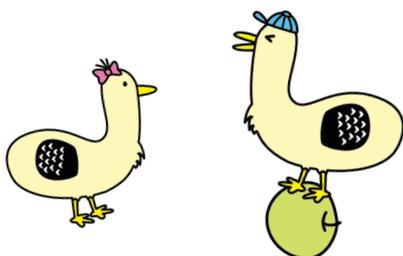
- 松戸市私立幼稚園教諭奨学金返済支援事業補助金実績報告書(様式第5号)
- 貸与機関が発行する奨学金の返済証明書又は奨学金の返済を証明する資料
- 松戸市私立幼稚園教諭奨学金返済支援事業補助金請求書(第7号様式)
- 補助金振込先口座の通帳の写し



交付額確定通知書の送付および支給

上記申請を受けて、交付額確定通知を送付し、指定口座に支給します。

※申請時期については、松戸市ホームページをご確認ください。



松戸市役所 子ども部 幼児教育課
TEL:(047)701-5126
mail:mcyoujik@city.matsudo.chiba.jp
〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5